## 競争的資金等不正防止計画

平成 27 年 3 月 6 日制定 平成 27 年 7 月 2 日改正 平成 28 年 7 月 21 日改正

東京家政学院大学は、(以下、「本学」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)(平成 19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)」を踏まえ、競争的資金等(各省各庁から配分される競争的資金(各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。)等)の適正な運営・管理を行うため「東京家政学院大学における競争的資金等の不正防止対策に関する基本方針」に基づき、「不正防止計画」を策定する。

本学全体として不正の発生を抑制出来るよう、常に公的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握 に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。

	不正の発生する要因	不正防止計画	
Ι.	責任体系の明確化		
1	責任体系が明確でない場合は、管	責任体系を明確にするための規程等の見直しを検討し、ホ	
	理体制が機能しない。	ームページ上で公開する。	
Ι.	適正な運営・管理の基礎となる環境の整備		
1	競争的資金等が公的資金であると	競争的資金等の適切な執行管理について、コンプライアン	
	いう意識が希薄である。	ス教育において意識向上を図る。	
2	不正とみなされる行為についての	過去の実例も挙げ、コンプライアンス教育において不正は	
	理解が不十分である。	教員及び本学にも深刻な影響を及ぼすことを周知する。	
Ш.	競争的資金等の適正な運営・管理		
1	競争的資金等の使用ルールが明確	競争的資金等の使用ルールの内容を適宜、確認を行い、明	
	でない場合、不適切な使用が行わ	確化・統一化を推進する。	
	れる。		
2	出張について、出張実態の把握が	宿泊の実態、特急列車の使用について証明となるものの提	
	不十分である。	出と合わせ、実態の把握を行う。	
IV.	情報発信・共有化の推進		
1	諸規程等の体系化が分かりにく	諸規程等を分かりやすく体系化し、公開情報の構成・内容	
	٧٠°	の見直しを検討し、ホームページ上で公開する。	
V.	V. モニタリング及び監査		
1	不正が発生する要因に対してのモ	実効性のあるモニタリングを検討し実施する。	
	ニタリングが不十分である。		